

**中高年世代活躍応援プロジェクト青森県協議会**

# **事業実施計画**

令和7年4月

中高年世代活躍応援プロジェクト青森県協議会

## 目 次

はじめに	1
第1 現状と課題	2
第2 実施期間	2
第3 推進体制・進捗管理	2
第4 支援対象者	3
第5 目標、主な取組等	3
1 安定した就職に向けた取組（不安定な就労状態にある方への支援）	
(1) 目標	3
(2) K P I（重要業績評価指標）	3
(3) 主な取組等	4
《相談体制の整備・充実》	
《職業能力開発等に向けた支援》	
《雇用機会の拡大・正社員転換等の促進》	
2 職業的自立の実現に向けた基盤整備に資する取組（長期にわたり無業の状態にある方への支援）	
(1) 目標	5
(2) K P I（重要業績評価指標）	5
(3) 主な取組等	5
《相談体制の充実》	
《職場体験・見学、就労に向けた支援》	
3 社会参加の実現に向けた取組（社会参加に向けた支援を必要とする方（ひきこもりの方等）への支援）	
(1) 目標	6
(2) K P I（重要業績評価指標）	6
(3) 主な取組等	6
《相談支援体制の強化》	
《支援者の資質向上》	
《市町村プラットフォームの形成》	
4 社会気運の醸成、積極的な周知広報に向けた取組	
(1) 主な取組等	7
《社会気運の醸成》	
《積極的な周知広報》	
第6 市町村 P F との連携	7
第7 その他	7

## **はじめに**（中高年世代活躍応援プロジェクト青森県協議会事業実施計画策定趣旨）

いわゆる就職氷河期世代の方々への対応については、「経済財政運営と改革の基本方針 2019」（令和元年6月21日閣議決定）に盛り込まれた「就職氷河期世代支援プログラム」の下、当該世代の安定就労の実現に向け、3年間の集中的な支援に取り組む方針が打ち出されました。さらに、「経済財政運営と改革の基本方針 2022」（令和4年6月7日閣議決定）において、令和4年度までの3年間の集中取組期間を「第一ステージ」と捉え、令和5年度からの2年間の「第二ステージ」と位置付け、効果的・効率的な支援を実施し、成果を積み上げる旨の方針が定められたところです。

「経済財政運営と改革の基本方針 2024」（令和6年6月21日閣議決定。以下「骨太の方針 2024」という。）においては、令和7年度以降「この世代の支援は、中高年層に向けた施策を通じて、相談、リ・スキリングから就職、定着までを切れ目なく効果的に支援する」とされたことから、就職氷河期世代を含む不安定な就労を繰り返し、就職に支援が必要な中高年世代に対象を拡大したうえで、引き続き、安定就労の実現と活躍の場を拓くための支援に取り組んでいく必要があります。さらに「経済財政運営と改革の基本方針 2025」においては、リ・スキリング支援の充実等の「就労・処遇改善に向けた支援」、居場所作り等の「社会参加に向けた段階的支援」及び家計改善・資産形成の支援等の「高齢期を見据えた支援」の3本柱に沿って取組を強化することとされています。

青森県においては、令和2年より関係機関や団体を構成員とする「あおり就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」を設置し、官民が協働して都道府県内の就職氷河期世代の支援に地域全体で取り組む気運を醸成するとともに、支援策の取りまとめ、進捗管理等を統括し、令和6年度までの約5年間の集中支援に取り組んできたところです。

今回、骨太の方針 2024 及び 2025 の方針を踏まえ、「あおり就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」は「中高年世代活躍応援プロジェクト青森県協議会」へ名称を改め、中高年世代活躍応援プロジェクト青森県協議会事業実施計画を策定し、中高年世代の方々の実態やニーズに沿った必要な支援を行うとともに、各界一体となった当該世代の支援に関する気運を醸成するなど、集中的な取組を推進します。

## 第1 現状と課題

「中高年世代活躍応援プロジェクト青森県協議会」（以下「青森県協議会という。」）では、主な支援対象者として、

- ①不安定な就労状態にある方（不本意ながら非正規雇用で働く方など）
  - ②就業を希望しながら長期にわたり無業の状態にある方
  - ③社会参加に向けた支援を必要とする方（ひきこもりの状態にある方など）
- を位置付ける。

青森県内の35歳～59歳人口413,300人のうち「①不安定な就労状態にある方」は16,700人（人口比4.0%）、「②長期にわたり無業の状態にある方」は6,989人（人口比1.7%）と推計される（注1）。一方、「③社会参加に向けた支援を必要とする方」については、支援対象者個人ごとに抱える事情や状態が異なり、必ずしも就労に向かうことが本人にとって望ましいとは限らず、就労支援の対象として推計対象としていないことから、今後、支援対象者の実態やニーズを明らかにしていくことが必要である。

また、就労や社会参加に向けた支援を行う上で、配慮すべき様々な事情を抱える方もおられ、それぞれの方々の当面の目標は、そもそも働くことや社会参加など多様であり、生活の基盤を置く地域の実情もまた多様である。このことから、画一的ではなく、地域の創意工夫も活かし、一人一人の状況に応じた就労に限らない多様な社会参加に向けた支援メニューを積極的に届けていかなければならない。そのためには、一人一人が置かれている状況やニーズを受け止めるという姿勢をより一層浸透させる必要がある。

青森県協議会は「中高年世代活躍応援プロジェクト青森県協議会事業実施計画」（以下「青森県協議会事業計画」という。）を策定し、地域社会全体の気運醸成を図るとともに、就職氷河期世代を含む中高年世代の就職・正社員化、職場定着の促進及び多様な社会参加の実現のための各種支援策を取りまとめ、進捗管理等を統括し、地域における取組を推進する。

注1 資料出所：総務省「就業構造基本統計調査（2017年）」

JILPT「若年者の就業状況・キャリア・職業能力開発の現状③」

- ・「不安定な就労状態にある方」：現在、非正規雇用で働いており「現職の雇用形態に就いている理由」について「主に正規の職員・従業員の仕事がないから」と答えた者。
- ・「長期にわたり無業の状態にある方」：無業者のうち求職活動をしていない者で、卒業者かつ通学しておらず、配偶者なしで家事を行っていない者。主な支援機関となる地域若者サポートステーションの対象年齢（35～49歳）の人数を抽出。JILPTが特別集計したデータを利用。

## 第2 実施期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

### 第3 推進体制・進捗管理

行政機関、経済団体、労働団体、支援団体等を構成員とする「青森県協議会」により、構成員が一体となって就職氷河期世代を含む中高年世代に対する支援に取り組む。

また、本計画の着実な推進のため、別表工程表により進捗管理を行うこととし、青森県協議会設置要領の5に規定する会議において確認する。

なお、進捗状況を踏まえ、必要に応じて計画内容の見直し等を行う。

### 第4 支援対象者

次の①～③に掲げる方を支援対象者とする。

- ① 不安定な就労状態にある方（推計 16,700 人）
  - ・ 正規雇用を希望しながら非正規雇用で働いている方
  - ・ 前職が非正規雇用で、正規雇用を希望する失業状態の方
- ② 長期にわたり無業の状態にある方（推計 6,989 人）
  - ・ 就業も求職活動も行っていない方のうち、家事も通学もしておらず、就業を希望している方
  - ・ 就業希望はあるが「希望する仕事がありそうにない」などの理由で就職活動に至っていない方
- ③ 社会参加に向けた支援を必要とする方（ひきこもりの方等）（非推計対象）
  - ・ 社会参加に向けた支援を必要とする方や生活困窮に陥っている方など就労支援だけでなく、福祉的な支援を必要としている方

### 第5 目標、主な取組等

第1の現状と課題を踏まえ、青森県協議会として、今後、以下のとおり目標を掲げ、取組を推進する。

#### 1 安定した就職に向けた取組（不安定な就労状態にある方への支援）

##### （1）目標

支援対象者一人一人の希望に応じた支援を通じ、正規雇用者を 1,300 人増やすことを目標とする。

##### （2）KPI（重要業績評価指標）

項 目	K P I
正社員就職件数（注2）	1,300人以上
ヤングジョブプラザあおもり利用者の新規登録者数	3,500人

注2 実績は、ハローワークの支援を受け、正社員就職に結び付いた不安定就労者・無業者（35～59歳）により把握する。

### (3) 主な取組等

#### 《相談体制の整備・充実》

ア ハローワーク青森にミドルシニア専門窓口（以下「ミドルコーナー」という。）を設置し、支援対象者個々人の実情に応じて、関係機関と連携したチーム支援を中心とした相談体制を整備する。また、他のハローワークにおいても、担当者制によるきめ細かな支援を行う。【青森労働局】

イ 支援対象者の中で、出産、子育て等の様々な状況にある女性の就業を支援するため、ハローワークのマザーズコーナーや青森県の女性の就業促進事業等において個別相談等を実施する。【青森労働局・青森県】

ウ 若年者に対する総合就職支援施設として国と都道府県が共同で運営するジョブカフェあおもりにおいて、キャリアコンサルタント等を配置し、本人及び家族からの多様なニーズに対応するための個別相談を実施する。また、就職支援セミナー、職場実習、職業情報提供、内定者講習会など一貫した支援を実施する。【青森労働局・青森県】

#### 《職業能力開発等に向けた支援》

ア 中高年世代を対象に含む訓練の設定、個々人のニーズに応じた公共職業訓練に関する情報提供、アドバイス及び受講あっせんを行う。【青森労働局】

イ 非正規労働者等を対象とした国家資格の取得等を目指す長期高度人材育成コースについて、2年訓練として介護福祉士及び保育士のほか、理容師、美容師、栄養士、応用情報技術者、1年訓練として調理師の訓練を設定する。【青森県】

ウ 求職者支援訓練において、支援対象者の特性・訓練ニーズに応じて、基礎的能力を習得する基礎コースや実践的能力を習得する実践コースを設定する。【高齢・障害・求職者雇用支援機構青森支部】

エ 安定就労に有効な職業能力等の習得を目指す公的職業訓練の実施等によるスキルアップや新たなキャリアへの挑戦を支援する。なお、訓練コースの設定にあたっては、正社員就職のために資する内容とするよう配慮する。【青森労働局、青森県、高齢・障害・求職者雇用支援機構青森支部】

#### 《雇用機会の拡大・正社員転換等の促進》

ア 中高年世代のマッチングを図る就職面接会、企業説明会、セミナー等を開催する。【青森労働局、東北経済産業局、青森県】

イ 非正規雇用労働者の正規雇用促進を図るため、トライアル雇用助成金や特定求職者雇用開発助成金（中高年層安定雇用支援コース）等を広く周知し、活用を促進する。【青森労働局、青森県経営者協会、青森県商工会議所連合会、青森県中小企業団体中央会、青森県商工会連合会】

ウ 企業内での有期契約労働者や派遣労働者等に対する正社員転換の促進を図るため、キャリアアップ助成金や人材開発支援助成金を広く周知し、活用を促進する。【青森労働局、青森県経営者協会、青森県商工会議所連合会、青森県中小企業団体中央会、青森県商工会連合会】

エ 傘下企業に対して、就職面接会等マッチングイベントへの参加、就職氷河期世代を対象とした求人の提出、非正規雇用労働者の正社員転換等の取組を勧奨、促進する。また、それらの取組に必要な施策を青森県協議会に提案する。【青森県経営者協

会、青森県商工会議所連合会、青森県中小企業団体中央会、青森県商工会連合会】  
 オ 企業に対して、中高年世代の非正規雇用労働者等を対象とした正社員転換を含む処  
 遇改善等に係る働きかけを行う。【日本労働組合総連合青森県連合会】

## 2 職業的自立の実現に向けた基盤整備に資する取組（長期にわたり無業の状態にある方への支援）

### （1）目標

「長期にわたり無業の状態にある方」については、これまで就職したことがない方も含まれているため、以前より支援を行ってきた地域若者サポートステーション（以下「サポステ」という。）を中心として、本人や家族の希望に応じ、求職活動へ踏み出す支援、就労その他の職業的自立支援につなげることを目標とする。

### （2）K P I（重要業績評価指標）

項 目	K P I
サポステにより実施したカウンセリング件数（注3）	1,350件

注3 福祉機関等への出張相談や関係機関からの依頼を受けての相談を含む。

### （3）主な取組等

#### 《相談体制の充実》

ア サポステの対象年齢をこれまで通り49歳までとするとともに、福祉機関との連携を密にすることにより機能強化を図る。また、専門相談員によるカウンセリング、セミナーの実施等により、支援対象者の職業意識やコミュニケーション能力の向上を図る。【青森労働局、青森県】

イ サポステにおいて、生活困窮者自立支援制度における自立相談支援機関（以下「自立相談支援機関」という。）、福祉事務所、ひきこもり地域支援センター等の福祉関係機関への出張相談を実施し、支援対象者の把握、働きかけを行う。【青森労働局、青森県】

#### 《職場体験・見学、就労に向けた支援》

ア サポステで提供する「職場体験・見学」の受入れ先の拡大を図る。また、就職活動や就職準備に関する講座（セミナー）を開催する。【青森労働局、青森県】

イ 支援対象者の自立した生活を目指すため、就職に必要な国家資格や技能の習得に必要な経費及びその習得期間中の生計を維持するために必要な経費の貸付を行う。

#### 【青森県、青森県社会福祉協議会】

ウ 傘下企業に対して、支援対象者の職場体験・見学等職場定着支援の受入れ体制整備の取組を奨励、推進する。【青森県経営者協会、青森県商工会議所連合会、青森県中小企業団体中央会、青森県商工会連合会】

## 3 社会参加の実現に向けた取組（社会参加に向けた支援を必要とする方（ひきこもりの方等）への支援）

### （1）目標

支援対象者の状況等を把握し、支援対象者及び家族のニーズや状態に応じ、支援が必要な方に確実に支援が届くよう、身近なところで相談し、支援を受けられる体制を整備するとともに、地域における様々な関係機関のネットワークを構築することにより、就労に限らない多様な社会参加に向けた支援体制の充実を目指す。

(2) K P I (重要業績評価指標)

項 目	K P I
県内全市（10市）での市町村プラットフォームの設置	10市

(3) 主な取組等

《実態やニーズの把握》

ア ひきこもり実態調査により、ひきこもり状態にある方の実態やニーズを把握する。

【青森県】

《相談支援体制の強化》

ア より身近な地域での相談・支援の充実を図るため、青森県ひきこもり地域支援センターと市町村や関係機関との連携を強化する。【青森県】

イ 自立相談支援機関におけるアウトリーチ支援など、相談支援体制を強化する。【青森県、各市】

《支援者の資質向上》

ア 支援の充実が図られるよう、青森県ひきこもり地域支援センターにおいて、市町村の支援者や自立相談支援機関を対象として、資質向上のための研修等を実施する。

【青森県】

《市町村プラットフォームの形成》

ア 様々な関係機関のネットワークを活用し、主に社会参加に向けた支援を必要とする方を対象にした個別ケースの具体的な支援プランの作成等に関する情報共有や地域における対応方針の検討等を行う場としての機能を持つ市町村プラットフォーム（以下「市町村PF」という。）について、市レベルの圏域を基本とした設置促進に向けて支援する。【青森県】

イ 市町村PFにおける好事例や課題等を収集し、あおもりPF内での情報共有及び課題の解決に向けた好事例の全県的波及を図るための必要な検討を行うとともに、各市町村PFへ還元する。【青森県】

4 社会気運の醸成、積極的な周知広報に向けた取組

(1) 主な取組等

《社会気運の醸成》

ア 青森県協議会が中心となり、社会全体で就職氷河期世代の就職や正社員化、職場定着の促進及び多様な社会参加を支援する気運の醸成を図るため、連携して取り組む。【全構成員】

イ 傘下企業に対して、就職面接会等マッチングイベントへの参加、就職氷河期世代を対象とした求人の提出、非正規雇用労働者の正社員転換等の取組を勧奨、促進する。また、それらの取組に必要な施策を青森県協議会に提案する。【青森県経営者協

**会、青森県商工会議所連合会、青森県中小企業団体中央会、青森県商工会連合会】※再掲**

ウ 企業に対して、中高年世代の非正規雇用労働者等を対象とした正社員転換を含む処遇改善等に係る働きかけを行う。**【日本労働組合総連合青森県連合会】※再掲**

**《積極的な周知広報》**

ア 各種施策や支援メニュー及び社会全体で支援するというメッセージを積極的に届けるため、あらゆる手段やルートを活用し、支援対象者及び家族や関係者に効果的に伝わる広報を展開する。**【全構成員】**

イ 青森県協議会が中心となり、社会全体で就職氷河期世代の就職や正社員化、職場定着の促進及び多様な社会参加を支援する気運の醸成を図るため、広く周知する。

**【全構成員】※再掲**

## **第6 市町村PFとの連携**

青森県協議会は、市町村PFの効果的かつ円滑な運営のために、市町村PFからの支援要請に対して適切に対応するとともに、好事例等の就職氷河期世代に関する情報についてはこれを共有し、双方緊密な連携を図ることとする。

## **第7 その他**

事業実施計画については、毎年度の実施状況を踏まえた見直しの他に、国が示す中高年世代活躍応援プロジェクト都道府県協議会事業実施計画策定指針の改定等があった場合には、当該改定内容を踏まえた見直しを行うことがある。

なお、事業実施計画の記載のうち、青森労働局、東北経済産業局及び青森県の取組に係る記載については、今後の予算審議等の状況により修正・変更等があり得る。

以 上